

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称			
項 目			税率 3 % 適用 分 A	税率 4 % 適用 分 B	税率 6.3 % 適用 分 C	旧 税 率 分 小 計 X (A + B + C)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①					※付表2-1の①X欄へ
	免 税 売 上 額	②				
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③				
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④				(付表2-1の①計算の金額)
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤					
	非 課 税 売 上 額	⑥				
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)		⑦				
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)		⑧				
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)		⑨				
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額		⑩				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)		⑪				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額		⑫				
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額		⑬				
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額		⑭				
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額		⑮				
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		⑯				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬+⑭+⑮±⑯)		⑰				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰の金額)		⑱				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑱の金額)	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲				
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑳				※付表2-1の②X欄へ
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑲+(⑳×④/⑦)〕	㉑				
	一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑲×④/⑦)	㉒				
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		㉓				
調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		㉔				※付表2-1の③X欄へ
居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額		㉕				※付表2-1の④X欄へ
控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕〕がプラスの時		㉖	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑤X欄へ
控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕〕がマイナスの時		㉗	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑤X欄へ
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額		㉘	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2-1の⑤X欄へ

【No.52】 令和 5 年 10 月 1 日以後に行
譲渡等に係る課税標準額に対する消
額) について、付表 1－2 ②の A 欄、
額を適格請求書に記載のある消費
計算する方法 (積上げ計算) により計
同日以後に行った課税仕入れに係る
額) について、⑩の A 欄、B 欄、C 欄
率ごとの取引総額を割り戻して計算
計算) により計算していませんか。

【No.53】 令和 5 年 10 月 1 日以後に行
れに係る消費税額 (仕入税額) につい
B 欄、C 欄の金額を適格請求書に記
額を積み上げて計算する方法 (積上
計算している場合、適格請求書発行
から行った課税仕入れに係る税額控
過措置の適用を受ける仕入税額につ
欄、B 欄、C 欄の金額を適用税率ご
割り戻して計算する方法 (割戻し計
していませんか。

【No.54】課税売上高が 5 億円超又は課税売
未満であるにもかかわらず、課税仕入れに
を全額控除していませんか。

【No.52】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表1-2②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.53】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.54】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率の適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ①、②及び③のX欄は、付表2-1のX欄を計算した後に記載する。
4 ③、④及び⑤のX欄には、繰引き、割戻し、割戻しなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
5 ④及び⑤の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。